○経済産業省環境省告示第十三号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年経済産業省・環境省告示第二号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年経済産業省・環境省告示第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第２	**別表第２**
保存等	保存等
（前略）特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令（昭和61年通商産業省令第46号）第10条の２第１項の保存、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令（令和７年経済産業省令第83号）第15条第２項の保存、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第40号）第７条の２第１項の保存（後略）	（前略）特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令（昭和61年通商産業省令第46号）第10条の２第１項の保存、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第40号）第７条の２第１項の保存（後略）

附　則

この告示は、令和八年一月五日から施行する。

○国土交通省告示第千九十四号

地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第三十号）の施行に伴い、地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示及び地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示及び地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する告示（地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示の一部改正）

第一条　地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。